

# 共済預金の預入限度額について

共済預金については、令和3年4月1日より預入限度額が、3,000万円から2,500万円に引き下げとなりました。(全員口座と自由口座を併せた額となります。)

つきましては、預金残高を確認していただき、預金残高が2,500万円を超過している場合は、払戻し手続きをお願いいたします。

なお、共済預金の払戻しについては、埼玉県市町村職員共済組合ホームページまたは『共済だより』令和3年4月号の「埼玉りそな銀行からのお知らせ」をご確認いただきますようお願いいたします。

